

1 行政法の基本原理

1 法律による行政の原理

(1) 意義

「法律による行政の原理」とは、行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならないという原則のことをいう。「法律による行政の原理」は、①法律の法規創造力、②法律の優位、③法律の留保の3つを内容としている。

法律の法規創造力	「法規※を創造する力は、国会が制定する法律により独占されている」という原則
法律の優位	「行政活動は、制定された法律の定めに従って行われてはならない」という原則
法律の留保	「一定の行政活動には、その根拠となる法律の存在が必要となる」という原則

※ 法規…国民の権利や義務に関する一般的規律のこと

(2) 法律の留保に関する主な学説

「法律の留保」とは、「一定の行政活動には、その根拠となる法律の存在が必要となる」という原則である。これに関連して、根拠となる法律の存在が求められる行政活動の範囲に関し、学説上の争いがある。

全部留保説	すべての行政活動には、その根拠となる法律の存在が必要となるとする説
侵害留保説	行政活動のうち、国民の権利利益に対する侵害が伴う活動（侵害行政）に限り、その根拠となる法律の存在が必要となるとする説
権力留保説	行政活動のうち、権力的な行為形式（行政処分や行政強制）によって行われる活動に限り、その根拠となる法律の存在が必要となるとする説

なお、「法律の留保」に関する各説からの帰結は、次のようになる。

	全部留保説	侵害留保説	権力留保説
権力的＋侵害的 (例：営業停止命令)	○	○	○
権力的＋授益的 (例：補助金の交付決定)	○	×	○
非権力的＋侵害的 (例：行政指導)	○	×	×
非権力的＋授益的 (例：施設の設置・利用)	○	×	×

法律の根拠が必要…○ 不要…×

(3) 法律の留保に関する判例

浦安ヨット事件（最判平 3. 3. 8）	① 旧漁協法に基づく条例（漁協管理規程）が制定されていなかったため、漁港内の不法係留施設の撤去について権限を有していなかった町の町長が鉄杭撤去を強行したことは、漁港法および行政代執行法上適法と認めることのできないものである ② しかし、それが緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法 720 条の法意に照らすと、撤去に要した費用は同町の経費として支出したことを容認すべきであるとして、公金支出について違法性を認めることができない
----------------------	---